

ごみの処理方法

事業系一般廃棄物

処理方法① 一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託する

●事業系ごみ全般(事業系一般廃棄物)を取り扱う許可業者

業者名	電話番号
(有)豊栄	(011)385-1567
江別清掃(株)	(011)383-3261
江別ビル管理(株)	(011)384-2047
道央衛生(株)	(011)383-9080
(株)北海道理水	(011)382-2081
(株)ニッタイ	(011)385-6881
(株)石川組	(011)385-3336
八光運輸(株)	(011)385-3121

無許可業者には、法により5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下(法人には3億円以下)の罰金又はこの両方が科せられますのでご注意ください。



●取り扱う事業系ごみ(事業系一般廃棄物)が限定されている許可業者

業者名	電話番号	取扱品目
角山開発(株)	(011)385-2669	樹木類(抜根・伐採木・剪定木・流木など)、木くず、草、刈り草、すき取り物、がれき類、動物の死体、動植物性残さ
(株)北翔	(011)384-6955	タイヤ、バッテリー、廃油、クーラント、エレメント、車両に関する不要部品

産業廃棄物

処理方法① 産業廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託する

産業廃棄物は、産業廃棄物収集運搬業許可業者と契約することになります。上記の一般廃棄物収集運搬許可業者(株)北翔を除く。)は、産業廃棄物収集運搬業の許可も受けていますので、事業系一般廃棄物とは別の契約により、処理委託することができます。詳しくは、各業者へお尋ねください。

処理方法② 産業廃棄物処分業許可業者に自ら搬入

産業廃棄物処分業許可業者と契約し、法で定められた収集運搬の基準に従って運搬を行ってください。

産業廃棄物処理業に係る事務は北海道が所管しています

産業廃棄物に関することについて、詳しくは、石狩振興局環境生活課(☎011-204-5823)までお問合せください。

【産業廃棄物処理業者名簿】

URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/meibo01/meibo_main.html



処理方法② 事業者自らの市の処理施設に搬入

- 市の処理施設「環境クリーンセンター」に搬入するときは、事前に市の搬入許可を受けなければなりません。

① 事前に「事業系廃棄物搬入申請書」を市へ提出します。

問合せ先・提出先

江別市 生活環境部 環境室 廃棄物対策課

住所：江別市工栄町14番地の3 電話：011-383-4211

- 申請書の様式は市ホームページ「ごみとリサイクル」のページからダウンロードできます。また、事業系廃棄物搬入申請入力フォームから申請することも可能です。

入力フォームURL:

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/ques/questionnaire.php?openid=43>



② 申請内容の審査後、数日後に許可書が交付されます。

- 期間に余裕をもって申請してください。

③ 許可書を持って市の処理施設「環境クリーンセンター」へごみを搬入します。

- 「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分別して搬入してください。
- 処理手数料（200円/10kg ※令和6年現在）を現金で支払います。

ご注意ください!

- 市内から出た自社のごみに限ります。市外・他社のごみは搬入できません。
- 事業系一般廃棄物に限ります。産業廃棄物は搬入できません。

環境クリーンセンター

受入日 日曜日及び1月1日～3日を除く毎日

受入時間 午前9時～午後0時及び午後1時～午後4時

